

クラブハンディキャップ規定

1 趣旨

- (1) HDCP は東名厚木カントリー倶楽部の会員が取得できる。
- (2) クラブハンディキャップ（以下「HDCP」という。）は、会員競技の参加資格であり、且つアンダーハンディキャップ競技に適用することを目的とする。
- (3) HDCP の査定および変更は、HDCP 委員会が行う。

2 新規取得について

取得方法 1：最小 3 ラウンド分（18 ホール×3 枚）の HDCP 申請書を提出

- (1) 東名厚木カントリー倶楽部のラウンドスコアのみ有効とする。
- (2) HDCP 申請書は毎月 20 日を締日とし、締日を 2 回超えない間有効とする。
- (3) HDCP 申請書はプレー日当日の提出のみ有効とする。
- (4) HDCP 申請書に「スコア」・「申請書署名」・「同伴者署名」・「プレー日」を記入し指定の箱に投函する。記入なき場合は無効とする。

取得方法 2：他ゴルフ場 HDCP 移行

提出された日本ゴルフ協会加盟コースの HDCP 証明書を当該コースの J-sys コースハンディキャップ換算表に照らし合わせ HDCP を算出した後、別紙の東名厚木カントリー倶楽部のコースハンディキャップ換算表に照らし合わせ HDCP を算出する。使用する換算表は OUT-IN A グリーンバックティとする。

取得方法 3：J-sys 移行

提出された J-sys HDCP INDEX 証明書を別紙の東名厚木カントリー倶楽部のコースハンディキャップ換算表に照らし合わせハンディキャップを算出する。使用する換算表は OUT-IN A グリーンバックティとする。

3 改定について

- (1) HDCP 申請書による改定は、締日を 2 回超えない間有効とし、最小 3 ラウンド分（18 ホール×3 枚）の HDCP 申請書は毎月 20 日を締日として月末までに行い、ハガキにて通知する。
- (2) 会員競技（アンダーハンディキャップ競技）による改定は、コースレートより少ないネットスコアの場合のみ、別紙の HDCP 改定方法に照らし合わせ算出し改定をする。

4 HDCP 申請書による HDCP の新規取得及び改定 HDCP 算出方法について

- (1) 採用スコアのディファレンシャル合計 ÷ 採用スコア枚数 × 0.96 で算出する。
- (2) 計算に使用する申請書枚数は別紙の HDCP 計算に使用するスコアの枚数の通りとする。
- (3) 算出された HDCP 数値を新 HDCP とする。

5 適用について

- (1) 月末に改訂された HDCP は次月の 1 日より適用とする。
- (2) 新規取得時に提出された HDCP 証明書は、次月の月初より適用とする。
- (3) HDCP の上限は 36 とする。

6 その他

- (1) 上記以外は、ハンディキャップ委員会にて協議する。